



2025.7.18 第5回期日

— 大深度法認可取消請求事件 —

取消事由大深度法16条3号 「公益上の必要性」

被告準備書面(2)

JR東海が提出した客観的資料によって判断

大深度法16条3号(公益上の必要性)

「添付書類等の客観的資料によって判断されるもの」 P11

取消事由大深度法16条4号 「事業遂行への十分な意思と能力」

4号(事業遂行への十分な意思と能力)

「事業計画書等の客観的資料によって判断されるもの」P16

資金面 「客観的資料」P18

⇔ 後日30%、1.5兆円もの増額／財政投融资3兆円

一 上記書面等から工事予算が増額される可能性の有無や
程度等を読み取れるものではなく…

事業遂行能力 「事業計画書等の客観的資料によって判断」P19

⇔ 本件事業に係る工事のトラブルが各地で発生

裁量権の逸脱濫用

裁量権の行使として行われたことを前提

その判断が



裁量権の逸脱または濫用

— 違法

{ 重要な事実の基礎を欠く
社会通念に照らし著しく妥当性を欠く

国交大臣の裁量権 専門技術的な知見に基づく判断

条文の構造 → 裁量は小さい

憲法29条2項違反

被告「大深度法25条で設定された使用権は、当該土地に係る所有権と論理的に両立する」

一 所有権の弾力性

使用権が設定されるなどして、制約を受けても、
これらの権利が消滅すれば制約を受けない状態に回復
⇔大深度法による施設や工作物がいったん設定されれば
回復は不可能

憲法29条2項違反

被告「土地所有者等によって通常使用されない空間」

⇔地表に建物を建てられるのは、

その下の地中部分すべてを使用しているから

その一部でも空洞になれば地表の建物は崩れ落ちる

使用权の設定

⇔当該部分を使用するのではなく、掘削し、廃棄

— 実質的な「処分」

平穩生活権に係る適用違憲

都市計画法 「都市計画区域」

都道府県が「市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、**一体の都市として**

総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定」(5条1項)

⇒ 都市計画に「**整備、開発及び保全の方針を定める**」(6条の2)

⇒ 「**用途地域を定めることができる**」(同法8条1項)

⇒ 13種類の用途地域(9条1～13号)

各種住居専用地域「**良好な住居の環境を保護するため定める地域**」(同条1～4号)

各種住居専用地域

= 良好な住居環境を保護するための整備、開発、保全がなされる

自身が暮らす地域は、行政によって良好な住居環境を
保護するための整備、開発、保全がなされるものとの強い期待

国が定めた法律によって形成 ⇒ 法的保護の必要性

平穩生活権にかかる求釈明

- 訴状 P47

 - 「生活上、利用する地面に突然、穴が開く等して生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく生活する権利」

- 被告準備書面(1) P66

 - 原告らが主張する平穩生活権の内容が抽象的かつ不明確

- 原告ら準備書面(2) P23

 - 生活上・・・

- 被告準備書面(2) P28

 - 原告らが主張する平穩生活権の内容が抽象的かつ不明確

平穩生活権にかかる求釈明

- (1) 人格権から導き出される平穩生活権という人権は、
今やこれを認容する裁判例も多くなっている。
かかる人権の存在について、被告の見解を述べられたい。
万が一、否定する場合には、その理由も説明されたい。
- (2) 平穩生活権に包摂される利益には、「生活上、利用する地面に
突然、穴が開く等して生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を
抱くことなく生活する利益」という権利が含まれるとの原告らの
主張について、認否されたい。

平穩生活権にかかる求釈明

- (3)原告らが主張する「生活上、利用する地面に突然、穴が開く等して生命・身体・財産を奪われる不安や恐怖を抱くことなく生活する利益」という権利は、その内容が抽象的かつ不明確と考えるか否か。
不明確だと考える場合、その理由も説明されたい。
- (4)原告らは、トンネル工事等による陥没事故等が多数発生しており、その多くは本件同様にシールド工法によるものであるという事実から、自身らの平穩生活権が侵害されると主張している。
この点について被告の考えを明確にされたい。